

2024年度 特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川 介護職員等の喀痰吸引等研修（第3号研修）研修要項

1 研修の目的

居宅及び障害者支援施設等において、喀痰吸引等の行為（以下、特定行為）を必要とする利用者に対し、介護職員等が安全に実施できるように養成することを目的とし、本研修を実施する。

2 実施主体

登録研修機関 特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川

3 受講対象者

介護福祉士、障害者（児）サービス事業所及び障害者（児）施設、介護保険施設等で福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等（以下「介護職員等」という）であり、特定の者が個別的な関係性を重視したケアが必要である者を対象とする。ただし、医療機関で福祉サービスに従事している介護職員等は除く。

なお、施設や訪問系サービス事業者において複数の利用者に対し特定行為を実施することが想定される場合は、喀痰吸引等研修（第1号）又は（第2号）研修を受講すること。

4 研修課程及び講師

本研修は、研修課程及び講師については別紙1 カリキュラム一覧表の通りとする。

5 基本研修の免除

以下の者は、基本研修を免除することができる。基本研修の免除を受けた者は、研修課程における喀痰吸引等に関する演習及び筆記試験を受け合格した後に、実地研修を行うものとする。

- ① 平成23年度香川県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）
- ② 平成24年以降に実施された喀痰吸引等研修事業（第3号研修）研修において基本研修を修了している者
- ③ 第29回介護福祉士国家試験（登録証 試験合格年月 平成29年3月）以降の合格者、3または、平成28年度以降に介護福祉士養成施設を卒業した者の介護福祉士
- ④ 重度訪問介護従業者養成研修課程（統合課程）を修了した者

なお、基本研修（演習）及び筆記試験については、①～④に関わらず、研修受講者は、演習シミュレーター等を用いたシミュレーター演習を受講し、演習指導講師によるプ

ロセス評価を受け筆記試験に合格すること

6 受講定員及び駐車場

研修の受講定員は 10 名までとする(特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川が実施する重度訪問介護従業者養成研修(統合課程)の定員 4 名を含む)。なお、天災及び感染症などで社会的に混乱している場合には、研修の中止や受講生の人数制限などを検討し、別途、ホームページ等で通知する。

本事業所における研修用の駐車スペースは 9 台分(普通自動車≪全長 4.7m 程度、全幅 1.7m 程度≫8 台、軽自動車 1 台)であるため、受講申込時に駐車場の利用の有無について記入すること。なお、駐車スペースの関係上、駐車場の利用希望が出ていても公共交通機関の利用を依頼することがある。

7 研修期間

2024 年度研修は、以下の通り実施する。

【表 2024 年度研修実施計画】

回	研修実施日程 (基本研修)	研修実施期間
第 1 回	1 日目：4 月 23 日 (火) 2 日目：4 月 25 日 (木)	4 月 23 日 (火) ~ 6 月 30 日 (日)
第 2 回	1 日目：5 月 21 日 (火) 2 日目：5 月 23 日 (木)	5 月 21 日 (火) ~ 7 月 31 日 (水)
第 3 回	1 日目：7 月 23 日 (火) 2 日目：7 月 25 日 (木)	7 月 23 日 (火) ~ 9 月 30 日 (月)
第 4 回	1 日目：8 月 20 日 (火) 2 日目：8 月 22 日 (木)	8 月 20 日 (火) ~ 10 月 31 日 (木)
第 5 回	1 日目：9 月 17 日 (火) 2 日目：9 月 19 日 (木)	9 月 17 日 (火) ~ 11 月 30 日 (土)
第 6 回	1 日目：11 月 19 日 (火) 2 日目：11 月 21 日 (木)	11 月 19 日 (火) ~ 1 月 31 日 (金)
第 7 回	1 日目：12 月 17 日 (火) 2 日目：12 月 19 日 (木)	12 月 17 日 (火) ~ 2 月 28 日 (金)
第 8 回	1 日目：1 月 21 日 (火) 2 日目：1 月 23 日 (木)	1 月 21 日 (火) ~ 3 月 31 日 (月)
第 9 回	1 日目：3 月 18 日 (火) 2 日目：3 月 20 日 (木)	3 月 18 日 (火) ~ 5 月 31 日 (土)

8 実施場所

基本研修：特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川内多目的ルーム
香川県高松市田村町 1200 番地 1

実地研修：各利用者の居宅又は居所（施設等を含む）

9 受講料

受講料は以下の通りとする。受講料の支払い方法は銀行振り込みとし、受講決定後に受講料の請求書を送付する。なお、納入された受講料は原則、返還しない。

【料金一覧表】

研修区分	特定行為種別等	料金	備考
基本研修 (講義及び演習)	喀痰吸引 (口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部) 経管栄養 (胃ろう又は腸ろう・経鼻)	12,000 円	基本研修を修了している者は免除することができる
実地研修	喀痰吸引 (口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)	8,000 円	利用者 1 名 1 種類ごとに 8,000 円
	経管栄養 (胃ろう又は腸ろう・経鼻)	8,000 円	種類及び行為の数を問わず、特定の者 1 名毎の料金

【受講料金の例】

(例 1) 第 3 号研修を始めて受講し、対象者が口腔内喀痰吸引を必要とする場合

基本研修 12,000 円 + 実地研修 8,000 円 (口腔内 8,000 円) = 受講料 20,000 円

(例 2) 第 3 号研修を始めて受講し、対象者が口腔内と気管カニューレ内部の喀痰吸引と胃ろうを必要とする場合

基本研修 12,000 円 + 実地研修 24,000 円 (口腔内 8,000 円、気管カニューレ内部 8,000 円、胃ろう 8,000 円) = 受講料 36,000 円

(例 3) 以前に第 3 号研修を受講しており、同一対象者の新しい行為の実地研修を受ける場合か、または、別対象者への行為として実地研修を受ける場合 (行為は胃ろう)

基本研修 0 円 (免除) + 実地研修 8,000 円 (胃ろう 8,000) = 受講料 8,000 円

10 研修受講申込及び申込締切

研修受講申し込みは受講申込書を取得し必要事項に記載の上、本研修機関宛てへ研修実施前月の 20 日までに受講申込書を提出する。

受講申込書の取得方法は次のいずれかの方法とする。

- ・ 本事業所のホームページから画像を保存することで取得する
- ・ 本事業所のホームページの本研修に関する問合せフォームから必要事項を記入し、本事業所からメールにて受講申込書を受け取る
- ・ 直接、本事業所の営業時間に訪問し紙媒体の受講申込書を受け取る
 - ※ 電子機器のセキュリティ関係上、USB フラッシュメモリ等の記録媒体へのデータ提供は行わない

提出先は以下の通りとし、提出は手渡し、郵送、FAX、mail 等で受け付ける。

研修実施前月の 21 日以降から受講料の請求を行い、受講料の振り込みを終えた者から受講決定しメールにて連絡する。なお、受講定員を超えた場合は、特定の者の状況を勘案した上で受講の可否を決定し、受講料の請求を行う。

【提出先】

特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川
 〒761-8057 香川県高松市田村町 1200 番地 1
 TEL : 087-866-6317 FAX : 087-866-6319
 e-mail : care-system-kg@kkh.biglobe.ne.jp
 HP : <https://care-system-kg.jimdo.com/>

1 1 留意事項

依頼、準備等するもの	内 容
①指導者	指導者は、医師又は看護師、保健師、助産師の内、利用者へ実際にサービスを行っているなどで利用者の状態を把握している者であること。 ※ 准看護師は不可 ※ 指導者は、喀痰吸引等研修事業（第 3 号研修）指導者養成研修を修了していること。未修了者は養成研修を受講すること
②研修テキスト	基本研修が始まるまでに、以下の HP から「喀痰吸引等研修テキスト 第三号研修（特定の者対象）」をダウンロードし印刷して、研修時に持参すること。 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング>介護人材/外国人介護人材 https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_07.html
③実地研修評価基準の修正	利用者及び指導看護師等と打ち合わせを行い、現状で行われている特定行為の手順に基づき、実地研修評価基準を修正する。 なお、修正した実地研修評価基準は基本研修 1 日目に提出すること。
④実地研修に必要な物品及び体制整備	様式 5 実地研修場所（利用者の自宅等）に必要な物品確認票及び様式 6 実地研修実施体制整備確認票を元に実地研修に必要な物品及び体制整備を行うこと。 実地研修は必要な物品及び体制整備が整い次第実施可能となる

1 2 指導者養成研修

研修の受講決定を受けた介護職員等に、実地研修において指導を行う指導者に対して研修を行い、研修終了後に県から認定証が発行される。また、香川県における実地研修を修了した者は、次回以降の香川県で実施される喀痰吸引等研修(第 3 号研修)の指導者養成研修を受けなくてもよい。

1 3 研修不合格者の取り扱いについて

原則、遅刻及び欠席は認めずその時点で不合格となるが、やむを得ない事由があると判断される場合は別途補講を行う場合がある。また、受講態度が著しく悪く研修運営を阻害していると判断した場合には、講義途中であっても退出を命じ不合格とする場合がある。

基本研修及び実地研修の不合格者の内、再受講を希望する者は再度申込書を提出し受講すること。

なお、基本研修を不合格だった者は、再度、基本研修を始めから受講しなくてはならない。また、基本研修の再受講の際は、受講料が再度発生することに留意すること。

1 4 研修修了書の認定及び交付方法

以下の全項目を合格した者に本研修の修了を認定し、研修修了書を交付する。

- ・ 本研修機関が実施する基本研修を終え、「介護職員等の喀痰吸引等研修(第 3 号研修)における筆記試験実施要綱」に定める筆記試験に合格した者
- ・ 「喀痰吸引等研修(第 3 号研修)における実地研修業務規定」の 7 の (2) の ① に従い実地研修(現場演習)を実施し、同規定の 7 の (4) の ① に基づいて評価され合格した者
- ・ 「喀痰吸引等研修(第 3 号研修)における実地研修業務規定」の 7 の (2) の ② に従い実地研修(現場研修)を実施し、同規定の 7 の (4) の ② に基づいて評価され合格した者

1 5 天災及び感染症流行などで社会的に混乱している場合の対応

天災及び感染症流行などで社会的に混乱している場合には、研修の日程変更又は中止、受講生の人数制限などを検討し、特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川のホームページ (<https://care-system-kg.jimdo.com/>) にて周知する。